

平成20年12月17日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市事業評価検討委員会
会長 輿水肇

平成20年第2回事業評価検討委員会の審議結果について

川崎市事業評価検討委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、市の実施した公共事業の評価結果について、本委員会において審議を実施しました。このことについて、審議結果を次のとおり意見具申します。

審議結果

- 1 事後評価 まちづくり交付金末長宗田地区
市が行った事後評価をもとに、成果指標の達成状況や今後のまちづくり方策の妥当性などについて審議した結果、評価内容は、妥当と判断する。
- 2 事前評価 緊急時給水拠点確保等事業（配水池）
市が行った事前評価をもとに、事業の必要性及び事業をめぐる状況等を総合的に審議した結果、「新規着手」とする市の対応方針について、妥当と判断する。

また、各事業に対する付帯意見をまとめたので、別紙のとおり付記します。今後の事業の実施や評価にあたり、十分配慮されたい。

(別紙)

1 まちづくり交付金末長宗田地区

付帯意見

1 成果指標について

アウトプット(単純な整備量等)的な成果指標の設定が多く見られることから、成果の説明に際しては、アウトカム(整備により市民にもたらされた成果)を意識した説明を補完的に加え、事業を実施した結果、どのような効果が得られたのかを説明するための工夫が必要である。

2 今後のまちづくり方策について

計画期間内の目標は達成したものの、今後も継続していく事業については、完成年度を含めた今後の事業の計画を、市民に示していく必要がある。

また、まちづくり交付金は、事業区域内に多くの事業が取り組まれており、それぞれの事業の成果が、区域内で相乗効果を生むとともに、区域外への波及効果も期待されている性格のものであることから、完成後のモニタリングを行い、その結果を、今後のまちづくりの方策に反映していくことが必要である。

3 市民意見の募集について

よりよいまちづくりを行うためには、多くの市民から意見をもらうことが重要である。今後は市民からの意見を取り入れるための積極的な努力、工夫が必要である。

2 緊急時給水拠点確保等事業(配水池)

付帯意見

市民にとって、安全な水が安定的に供給されることが大前提である。したがって今回の事前評価の対象となっている配水池について個別に説明するのではなく、水道事業全体の計画を関連付け、水源から各家庭に至るまでの安全な給水の確保について、市民に分かりやすく説明していくことが必要である。

以上